



平和の推進に関する

講師派遣

を承ります



宝塚市では、平和の意義について市民の皆さまに理解を深めていただくため、地域のグループや職場で学習や研修等をする際、講師料の助成をおこなう講師派遣事業を実施しています。

対象となる団体

市内に在住又は在勤の者で構成する10人以上のグループ、団体（自治会、福祉関係団体、事業所、学校園等）を対象とします。

※実施場所は、市内施設に限ります。

なお、可能な限り人権文化センターを使用してください。

対象となる研修内容

平和意識の啓発・普及を図ることを目的とした学習であること

営利及び交渉並びに陳情を目的としないこと

特定の政治・宗教に関する内容でないこと

手続きについては裏面をご覧ください。



申請手続きの手順

1 申請書の提出

「宝塚市研修講師派遣申請書（様式第1号）」を、人権平和・男女共同参画課に提出してください。

※提出は、原則として講座実施の2ヶ月前までです。

2 講師の派遣

申請に基づき、申請者の意向を聞き、宝塚市が講師を選定し、申請者へ派遣決定に関する通知書（様式第2号）を送付します。

3 講座の実施

講座当日は、人権平和・男女共同参画課の職員が講師に同行し、講座を聴講する場合があります。

※講師謝礼は市が負担します。

※講座開催の場所は、申請者が確保してください。

これに係る費用については申請者の負担とします。

4 報告書の提出

講座終了後、「宝塚市人権研修講師派遣報告書（様式第3号）」を提出してください。

※報告書の提出期限は講座終了後1週間以内です。

宝塚市 人権平和・男女共同参画課

TEL：0797-77-9100 / FAX：0797-77-2171

E-mail：m-takarazuka0018@city.takarazuka.lg.jp